㈱1）等級が３の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
2）国連番号3107又は3109に分類される安定化された過酢酸を収納した殺菌装置であって、次に掲げる要件を満たす場合は、当該装置の内装容器に疎水性膜で構成される通気孔を備えることができ、第８条第１項の規定にかかわらず輸送することができる。
ア）一内装容器当たりに含まれる当該物件の正味量は、70㎖以下であること。
イ）通気孔は、いかなる向きで置かれた場合であっても液体に浸されないこと。
ウ）各内装容器は、排気孔を備えたプラスチック製の強固な中間容器に、漏えい時のための中和剤とともに収納すること。
エ）中間容器は、ファイバ製の箱（４Ｇ）の外装容器に収納すること。
オ）一外装容器当たりに含まれる当該物件の正味量は、1.4ℓ以下であること。
カ）外装容器からの酸素放出率は、１時間当たり15㎖以下であること。
キ）旅客機以外の航空機で輸送すること。

別表第１備考11㈱「950」の項から「952」の項までを次のように改める。

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国　連　番　号 | 包装物当たりの許容質量 |
|---|---|
| 3166 | 上限なし |

㈱1）ディーゼル機関を除き燃料油をできる限り抜き取ること。又、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
2）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
3）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
4）内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
5）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
6）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
7）ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国　連　番　号 | 包装物当たりの許容質量 | |
|---|---|---|
| | 旅　客　機 | 旅客機以外の航空機 |
| 3166 | ― | 上限なし |

㈱1）液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。
2）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
3）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
4）内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、全ての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外した全ての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
5）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
6）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
7）ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国　連　番　号 | 包装物当たりの許容質量 |
|---|---|
| 3171 | 上限なし |

㈱1）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
2）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
3）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
4）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
5）ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

別表第１備考11㈱「955」の項及び「956」の項を次のように改める。

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

| 国　連　番　号 | 包装物当たりの許容質量 |
|---|---|
| 2990，3072 | 上限なし |

㈱1）救命用具は、下記の措置を取ること。
ア）偶発的に作動しないように強固な外装容器に収納すること。
イ）区分２．２のガスシリンダーは、第10条の要件に従うこと。また、当該シリンダーが火薬類により作動するものは、一の救命用具当たりの作動薬包（区分番号が１．４であって、隔離区分がＣ又はＳのものに限る。）の総量が3.2ｇ以下のものに限ること。
ウ）発煙信号及び照明筒は、プラスチック製又はファイバ板製の内装容器に収納すること。
エ）少量の輸送許容物件を収納した修理用キット及び30本以下の万能マッチは、金属製等の強固な内装容器に収納し、移動しないように緩衝材をあてがうこと。
オ）蓄電池は、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
カ）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
2）救命胴衣以外の救命用具は、内装容器に収納した後外装容器に収納すること。